



**申告書の作成と印刷が可能**

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書の作成と印刷ができます。税務署に出向かずに自宅で申告書が作成できますので、ぜひご活用ください。

**■「確定申告書等作成コーナー」**

画面の案内に従って金額などを入力することにより、控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。作成した申告書は印刷して郵送などで提出できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して電子送信も可能です。

令和元年分確定申告からは、新たに「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応スマートカード」を使って国税庁ホームページからスマートに専用アプリをインストールすることにより、簡単な手順で申告書データを送信することができます。また、税務署で職員との対面による本人確認を行い、「ID・パスワード」を

取得した人もスマホで申告することができます。

なお、平成30年分確定申告のスマホ専用画面では、年末調整済みの給与を1カ所から受け取って、医療費控除や寄付金控除のある人だけを対象としていましたが、令和元年分からは2カ所以上の給与がある人や年末調整をしていない給与がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人も利用できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

## 申告の準備とご相談はお早めに！



- ①申告書用紙
- ※なくとも対応可能
- ②マイナンバー（個人番号）と本人確認ができる書類
- ③印鑑（ゴム印、スタンプ印を除く）
- ④申告者本人の預金金融機関名と口座番号（場合によっては所得税の確定申告になるケースがあるため）

- ⑤所得の内訳が分かる資料
- △給与や年金収入のある人は、給与所得または公的年金などの源泉徴収票
- △個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
- △生命保険や損害保険を受け取った人はその支払調書
- △個人年金などを受け取っている人は、その支払調書

- ⑥所得控除の内訳が分かる資料
- △国民健康保険税などの領収書、農業営業不動産所得の収入がある人は、所得計算に必要な資料（帳簿、領収書など）の支払いを証明するもの、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- △生命保険個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
- △勤労学生控除を受ける人は、在学証明書

- △障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- △医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を作成してご持参ください。
- △寄附金控除を受ける人は、その証明書

### 申告に必要なもの

#### 土地や建物、株の売買など

- 土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税といつて他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。
- また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。

#### 確定申告書作成会場の案内

- 一関税務署では、次の期間中、確定申告書作成会場を開設します。
- 期間 2月17日（月）～3月16日（月）（土・日・祝日を除く）
- 場所 岩手日報社一関ビル 3階大ホール
- 時間 午前9時～午後4時
- その他 △会場設置期間中は、一関税務署内では申告書を作成できません。公共交通機関などをご利用ください。
- △駐車場は台数に限りがあります。公共交通機関などをご利用ください。



## 要介護認定を受けた人の税務上の障害者控除対象者認定書について

**申告書の作成と印刷が可能**

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書の作成と印刷ができます。税務署に出向かずに自宅で申告書が作成できますので、ぜひご活用ください。

**■「確定申告書等作成コーナー」**

画面の案内に従って金額などを入力することにより、控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。作成した申告書は印刷して郵送などで提出できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して電子送信も可能です。

### ■ホームページでの申告書作成のメリット

- ①24時間利用できるため、自宅で空いている時間に簡単に作成できる
- ②自動計算機能で計算間違いのない申告書を作成可能です

### ■内容

#### 障害者控除

対象者手帳などを持っていない65歳以上の高齢者で要介護1～5に認定されている人（要支援1・2の認定者は該当しません）のうち、一定の要件に当てはまる人に、申請に基づき「障害者控除対象者認定書」を交付します。

△対象者は、65歳以上の高齢者がい者や寝たきり高齢者などがいる場合には、障害者控除が受けることができます。

△身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人

△6ヶ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人

△身体障害者手帳などの交付を行っていないが、精神ま

### ■内容

#### おむつ代の医療費控除

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けた場合には、原則として医師の発

### ■手続き

#### 認定手続き

①②③の人は申告の際に手帳などを持参してください。

②または③の人は保健センターに申請して、障害者控除認定書の交付を受ける必要があります。

認定者のあること（介護保険の認定調査資料などを基に審査します）

①②③の人は申請時に手帳などを持参してください。

②または③の人は保健センターに申請して、障害者控除認定書の交付を受ける必要があります。

### ■問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

### 臨時駐車場での収入

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。

収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

### 確定申告書作成会場の案内

#### 一関税務署では、次の期間中、確定申告書作成会場を開設します。

- 期間 2月17日（月）～3月16日（月）（土・日・祝日を除く）
- 場所 岩手日報社一関ビル 3階大ホール
- 時間 午前9時～午後4時

- その他 △会場設置期間中は、一関税務署内では申告書を作成できません。公共交通機関などをご利用ください。
- △駐車場は台数に限りがあります。公共交通機関などをご利用ください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- ※確定申告に関する質問などは「確定申告電話相談センター」（音声案内で0番を選択）でお答えします。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- ※初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。
- なお、手続きは1年ごとに必要となります。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請書とおむつ使用認証書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 町で発行する障害者控除認証書とおむつ使用認証書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71

- 問い合わせ先 一関税務署 ☎ 046-555-71
- 申請内容を確認後、郵送で交付します。即日交付はできませんので、事前に申請をしてください。

### 問い合わせ先

#### 保健センター

電話番号：046-555-71